

京都市消防局告示第3号

平成4年9月1日京都市消防局告示第5号（京都市火災予防条例第54条の4の規定に基づく喫煙等の制限区域の指定）の一部を次のように改正します。

平成19年10月19日

京都市消防局長 折坂 義雄

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表中

「

左京区下鴨泉川町 賀茂御祖神社	境内全域(指定喫煙所を除く。)
-----------------	-----------------

」

を

「

左京区下鴨泉川町 賀茂御祖神社	境内全域
-----------------	------

」

に、

「

左京区大原来迎院町 来迎院	本堂付近
---------------	------

」

を

「

左京区大原来迎院町 来迎院	本堂付近
	本堂内部

」

「

唐門、拝殿及び本殿の付近
宝物殿内部

」

「

唐門、拝殿及び本殿の付近
宝物館内部

」

に、

を

に、

大門付近
仏殿付近
開山堂付近
楊貴妃観音堂内部

を

境内全域
開山堂付近
仏殿内部
楊貴妃観音堂内部
御座所内部
収蔵庫内部

に、

東山区八坂鳥居前東入円山町 長楽寺	収蔵庫内部
-------------------	-------

を

東山区八坂鳥居前東入円山町 長楽寺	境内全域
	収蔵庫内部

に、

南区久世東土川町 倉掛神社	本殿付近
---------------	------

を

南区久世東土川町 倉掛神社	本殿付近
南区上鳥羽岩ノ本町 浄禅寺	観音堂付近

に改めます。

(消防局予防部)